

# あなたは大丈夫? よくある消費者トラブル!

マルチ商法

簡単にお金もうけが  
できるよ!



初回お試し  
500円!

アポイントメント  
セールス

今度、お会い  
しませんか!



悪質な  
「お試し」商法



消費生活相談員

学生にも消費者トラブルは起  
こります! 被害にあわないように、  
今から勉強しておきましょう!

うちらも一緒に  
勉強するで~!



ビリ美とケン太



消費者トラブルに巻き込まれたら、  
すぐに家族や学校の先生、  
消費者センターに相談しよう！

専用電話 (大阪市内にお住まいの方に限ります)

# 消費生活相談 06-6614-0999

受付日時：月～土曜日 午前10時～午後5時 (日曜日・祝日及び12月29日～1月3日は除く)

消費者ホットライン「188(いやや!)番」でもつながります。

(大阪市外にお住まいの方は「188(番)」をご利用ください)



## 大阪市消費者センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号  
アジア太平洋トレードセンター(ATC) ITM棟3階  
ニュートラム「トレードセンター前」駅下車

### ホームページアドレス

<https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/>



### ～保護者の皆様へ～

民法改正により、2022年4月から成年年齢が引き下げられ、今後は満18歳になれば保護者の同意がなくても自分で契約できるようになります。他方、未成年者に適用されていた契約の取消権が失われます。これにより、若年者の消費者トラブル・被害が拡大する懸念があります。

消費者被害にあわないためには、自分自身で注意することはもちろん、家族でお互いに注意喚起しあうことが大切です。また、子どもは被害にあっても誰にも相談せずに一人で抱え込むことが多いので、日ごろから声をかけあい、トラブルに巻き込まれている場合は、一緒に消費者センターへご相談ください。

## 消費者教育講座のご案内

### ▼「若年者向け消費者教育講座」(事前申込必要)

若年者が自立した消費者となるよう、学校の授業等に無料で講師を派遣します。

### ▼「地域講座」(事前申込必要)

無料で講師を派遣します。地域での勉強会にご利用ください。

詳しくは、消費者センターホームページをご覧ください。【問い合わせ先：06-6614-7522】